

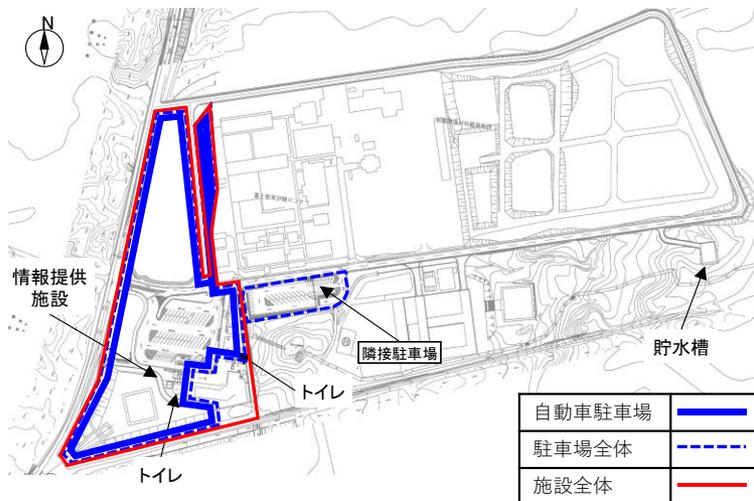
防災拠点自動車駐車場の指定について

防災道の駅「朝霧高原」における防災拠点自動車駐車場の指定

- 道路法改正(令和3年3月31日公布、令和3年9月25日施行)により、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が『防災拠点自動車駐車場』として指定する制度を創設。
- 防災道の駅「朝霧高原」については、令和4年3月25日に、道の駅区域内の国道139号道路区域を「防災拠点自動車駐車場」に指定。

■施設配置と指定範囲

自動車駐車場又は自動車駐車場を含む施設の名称	道の駅「朝霧高原」の自動車駐車場
道路管理者	中部地方整備局
路線名	一般国道139号
所在地	静岡県富士宮市根原字宝山492番12



■広域災害応急対策の拠点としての利用について

	広域災害応急対策の拠点としての利用についての見解	目安への適合状況	
		道路区域	
駐車場規模	・2,500㎡以上の広さを有しており、充分な規模が確保できている。	道路区域	32,650 ㎡
		隣接駐車場	3,360 ㎡
		合計	36,010 ㎡
接する道路の構造	・2車線道路であり、広域災害応急対策の利用車両の通行に支障はない。	2車線	
接する道路の交通状況	・緊急輸送道路に接しており、広域災害応急対策の利用車両が容易に出入り可能である。	接している	
災害応急対策に係る施設の立地	<ul style="list-style-type: none"> ・富士市地域防災計画において、「防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める」、「道路利用者(観光客を含む。)の一時避難施設の提供」、「災害協定締結車両の集結地の提供」として位置づけ。 ・南海トラフ地震における静岡県広域受援計画において、「進出拠点(警察)」として位置づけ。 	県地域防災計画の位置づけ：なし 市地域防災計画の位置づけ：あり 富士宮市地域防災計画(令和2年度修正) その他 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画(資料編)(令和3年3月)	
その他(機能及び体制)	・非常用電源設備、貯水槽を整備(耐震化含む)している。また、BCP策定済みであり、富士宮市及び静岡国道事務所との連絡体制を構築しており、必要な機能及び体制を整えている。	耐震化 無停電化 通信の確保 水の確保 BCP	整備済み 整備済み 整備済み 整備済み 策定済み

防災道の駅「朝霧高原」における防災拠点自動車駐車場の指定

○今後、災害時に「防災拠点自動車駐車場」が機能するために、道路管理者、静岡県警、富士宮市および道の駅「朝霧高原」の管理・運営者により、開設の手順、連絡方法、周知方法等について、防災訓練を通じて事前調整を実施。

■標識の設置状況

